

会員事業者各位

公益社団法人岩手県トラック協会

手形等のサイトの短縮への対応について

平素は当協会の運営に格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公正取引委員会および中小企業庁では、長期サイトの手形について、下請法が禁止する「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導基準に基づく指導を行っているところですが、今般、指導基準が変更され、業種を問わず60日を超える手形サイトが指導対象となることとされました。

今後、令和6年11月1日以降に交付された手形等について、変更後の新たな指導基準による対応が行われることとされております。これに伴い、下請法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、手形等のサイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があることから、本件について、中小企業庁および公正取引委員会より、全日本トラック協会を通じて会員事業者への周知依頼がありました。

つきましては、下記のとおりお知らせすると共に「中小企業庁、公正取引員会」連名の文書全文（別添含む）については全日本トラック協会ホームページ内「新着情報」にて必要に応じ確認いただきますようお願いいたします。

全ト協 HP 該当リンク <https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2024/05/20240516tegata.pdf>

記

【サプライチェーン全体での支払手段の適正化について】

1. サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とする運用が、令和6年11月1日から始まること。
2. ファクタリング等の一括決済方式については、サイトを60日以内とすることに加え、引き続き、一括決済方式への加入は下請事業者の自由な意思によること並びに親事業者、下請事業者及び金融機関の間の三者契約によることを徹底すること。
3. 下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとするなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払手段の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上